官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○元売業者を指定した件の一部を変更した件（総務三五二、三五三）　一
〔その他告示〕
○保安林の指定をする件（農林水産一五七二～一五八五）　一
○登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する件（特許庁八）　四
○国立公園の公園事業を決定する件（環境七二）　五
○国立公園の公園事業を廃止する件（同七三）　五
○国立公園の公園事業を変更する件（同七四）　六
○都市計画に関する件（東北地方整備局八一）　六
○道路に関する件（北海道開発局八八～九〇）　六
〔国会事項〕
内閣
〔人事異動〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
牧野たかお（本名　牧野京夫）国務大臣（復興大臣）及びあかま二郎（本名　赤間二郎）国務大臣（国家公安委員会委員長）の名前の件（内閣官房）　七
北海道開発局公示（北海道開発局）
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（北海道労働局最低賃金公示三、埼玉同五、大阪同二、兵庫同五）　七
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　七
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（同）　八
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一二三）　八
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（同一二四、一二五）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
有権者申出方関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他

法規的告示

○総務省告示第三百五十二号

平成元年自治省告示第百六十六号（元売業者を指定した件）の一部について次のとおり変更があったので、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第八条の三十二第三項の規定に基づき告示する。

令和七年十月二十八日

総務大臣　林　芳正

名称　変更年月日

旧　コスモ石油株式会社　主たる事務所又は事業所の所在地　東京都中央区京橋一丁目七番一号　令和七年七月二十二日

新　コスモ石油マーケティング株式会社　主たる事務所又は事業所の所在地　東京都港区芝浦一丁目一番一号

○総務省告示第三百五十三号

平成二十七年総務省告示第三百四十七号（元売業者を指定した件）の一部について次のとおり変更があったので、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第八条の三十二第三項の規定に基づき告示する。

令和七年十月二十八日

総務大臣　林　芳正

名称　変更年月日

旧　コスモ石油株式会社　主たる事務所又は事業所の所在地　東京都中央区京橋一丁目七番一号　令和七年七月二十二日

新　コスモ石油マーケティング株式会社　主たる事務所又は事業所の所在地　東京都港区芝浦一丁目一番一号　令和七年七月二十二日

その他告示

○農林水産省告示第千五百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　富山県南砺市皆葎字ブト原谷七九（次の図に示す部分に限る。）、久保字成子骨一の二四、一の二五（次の図に示す部分に限る。）、池田字千谷川二六七四、二六七五、二六七七の一、二六七八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　富山県中新川郡立山町谷口字矢知割三三の一、三四の二、六九の三、七〇の三、富山市中滝字前平貝ズル山割三二の一、三三、三六

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁並びに立山町役場及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　新潟県妙高市大字西条字澤戸一一三九から一一四一まで、一一四〇の子、一一四〇の丑、字鏡池一二一七、一二一八、一二二〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び妙高市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　秋田県湯沢市高松字中山四の一、六の一、六の二、七から一一まで、一二の一、一二の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中山六の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び湯沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　秋田県由利本荘市鳥海町中直根字ヒノ沢七から九まで、四三、字岩坂一の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　秋田県北秋田郡上小阿仁村大林字屋布廻一九から二一まで、二二の三、二三、二四の一、二四の二、三〇、三〇の一、三一、三二の一、三二の二、字小田瀬下モ三三の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び上小阿仁村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　秋田県由利本荘市及位字山下一六九の二（次の図に示す部分に限る。）、字及位沢七一、七二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字及位沢七一・七二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び仙北市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　秋田県仙北市西木町桧木内字中山一〇七の一から一〇七の四まで、一〇七の六、一〇七の七、一〇九の三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福岡県嘉麻市大力字ニシノ一九三六（次の図に示す部分に限る。）、一九八四の一、一九八六、一九八七の一から一九八七の三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ニシノ一九三六・一九八四の一・一九八六・一九八七の一から一九八七の三まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡添田町大字桝田字中ノ原六〇八・六七九の二・六七九の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡香春町大字採銅所字平野浦三七六八の二、三八一四、三八一六、字松尾六六一〇の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字平野浦三七六八の二・三八一四・三八一六・字松尾六六一〇の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び香春町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　群馬県沼田市秋塚町字宇通沢七四、七五、字堂平七六、字前平一七三から一七五、字後野一〇〇七、多野郡上野村大字楢原字矢弓沢三二五〇の二、三二五一の一、大字乙母字片角九二八、九二九、九三〇の一、九三〇の二、九三一、九三二の一、九三九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字宇通沢七四、七五、字堂平七六（次の図に示す部分に限る。）、字前平一七三（次の図に示す部分に限る。）、一七四、一七五、字後野一〇〇七（次の図に示す部分に限る。）、字矢弓沢三二五〇の二、三二五一の一、字片角九二八、九二九、九三〇の一、九三〇の二、九三一、九三二の一、九三九
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁並びに沼田市役所及び上野村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　(一)　保安林の所在場所　群馬県吾妻郡東吾妻町大字岩下字漆貝戸一二八四、甲一二八九、乙一二八九、一二九〇から一二九六まで、字西野久保二五五二から二五五四まで、甲二五五五、長野原町大字大津字二軒屋六一七、字槲八七三の二、八七六の三、大字横壁字山根二〇七、二一二から二一四まで、乙二二五、二二七の一、二二七の二、四八二から四八八まで
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字漆貝戸一二八四、甲一二八九、乙一二八九、一二九〇から一二九六まで、字二軒屋六一七、字槲八七三の二、八七六の三、字山根二〇七、二一二から二一四まで、乙二二五、二二七の一、二二七の二、四八二から四八八まで
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二　(一)　保安林の所在場所　群馬県吾妻郡嬬恋村大字袋倉字東三四六の五
(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　群馬県高崎市吉井町東谷字荷付場八二九、字岩石八三一、八三二、八三三の一、八三四から八四一まで、字尾根下八四二、字梅坂八九六から八九八まで、倉渕町岩氷字岡尾根九五一、安中市西上秋間字中尾根二三六〇の一、二三六一の三、字胡桃沢二三六七の一、二三八七、二三八八の七から二三八八の一〇まで、二三九〇の一、二三九〇の三、字社組二三九八の一、字西滝ノ入二四二四の一、二四二五、二四二六、字東般若沢二五九三の八
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字岩石八三一、八三二、八三三の一、八三四から八四一まで、字岡尾根九五一、字中尾根二三六〇の一、二三六一の三、字胡桃沢二三八七・二三八九の一・二三九〇の三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、二三八八の八から二三八八の一〇まで、字社組二三九八の一、字西滝ノ入二四二四の一、二四二五、二四二六
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○特許庁告示第八号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき登録調査機関として登録した株式会社パソナグループから、登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年十月二十八日

特許庁長官　河西　康之

登録番号	登録調査機関の名称	変更後の調査業務を行う事務所の所在地
第９号	株式会社パソナグループ	本部 大阪府大阪市中央区博労町三丁目５番１号
第１４号		東京分室 東京都中央区八丁堀一丁目２番８号
第１６号		三島分室 静岡県三島市一番町１８番２２号
第１７号		福岡分室 福岡県福岡市中央区天神二丁目８番３５号
第２２号		
第２６号		
第２７号		
第３０号		
第３４号		
第４１号		
第４５号		
第４８号		
第５５号		
第５９号		

○環境省告示第七十二号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第九条第一項の規定に基づき、次に掲げる国立公園に関する公園事業を決定したので、同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

事業決定書及びこれらの公園事業の位置を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する。

令和七年十月二十八日

環境大臣　石原　宏高

一　秩父多摩甲斐国立公園

公園事業の名称及び種類

黒平金峰山線道路（歩道）

路線

起点―山梨県甲府市（黒平）

終点―山梨県甲府市及び長野県佐久郡川上村（金峰山・歩道合流点）

二　上信越高原国立公園

公園事業の名称及び種類

清水峠避難小屋

白樺避難小屋

区域

新潟県南魚沼市（清水峠）

群馬県利根郡みなかみ町（白樺）

三　妙高戸隠連山国立公園

公園事業の名称及び種類

黒姫山小泉山線道路（歩道）

路線

起点―長野県上水内郡信濃町（黒姫山・歩道分岐点）

終点―長野県上水内郡信濃町（黒姫高原・国立公園境界）

四　山陰海岸国立公園

公園事業の名称及び種類

浦富野営場

区域

鳥取県岩美郡岩美町大字牧谷（浦富集団施設地区）

五　瀬戸内海国立公園

公園事業の名称及び種類

田尻園地

区域

兵庫県南あわじ市（田尻）

六　雲仙天草国立公園

公園事業の名称及び種類

札の原燃料等供給施設

区域

長崎県雲仙市小浜町（札の原）

○環境省告示第七十三号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第九条第五項において準用する同条第一項の規定に基づき、次に掲げる国立公園に関する公園事業を廃止したので、同条第五項において準用する同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

事業廃止書は、環境省に備え付けて供覧するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する。

令和七年十月二十八日

環境大臣　石原　宏高

一　阿蘇くじゅう国立公園

公園事業の名称及び種類

仙酔峡線索道運送施設

路線

起点―熊本県阿蘇郡一の宮町（仙酔峡）

終点―熊本県阿蘇郡一の宮町（中岳中腹）

昭和六十三年五月環境庁告示第十三号

中岳火口線索道運送施設

起点―熊本県阿蘇郡阿蘇町（古坊中）

終点―熊本県阿蘇郡阿蘇町（中岳火口縁）

昭和六十三年五月環境庁告示第十三号

○環境省告示第七十四号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第九条第五項において準用する同条第一項の規定に基づき、次に掲げる国立公園に関する公園事業を変更したので、同条第五項において準用する同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

事業変更書及びこれらの公園事業の位置を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する。

令和七年十月二十八日

環境大臣　石原　宏高

一　中部山岳国立公園

冷池宿舎事業（平成五年一月環境庁告示第二号により公示）の変更

変更後の公園事業の名称及び種類

区域

冷池宿舎

富山県中新川郡立山町及び長野県大町市（冷池）

岩魚留宿舎事業（昭和六十年一月環境庁告示第十二号により公示）の変更

変更後の公園事業の名称及び種類

区域

岩魚留宿舎

長野県松本市（岩魚留）

乗鞍高原駐車場事業（昭和五十九年八月環境庁告示第四十号により公示）の変更

変更後の公園事業の名称及び種類

区域

乗鞍高原駐車場

長野県松本市安曇（乗鞍高原集団施設地区）

二　瀬戸内海国立公園

柿ヶ原博物展示施設事業（昭和五十八年十二月環境庁告示第八十五号により公示）の変更

変更後の公園事業の名称及び種類

区域

柿ヶ原博物展示施設

兵庫県南あわじ市（柿ヶ原）

三　大山隠岐国立公園

桝水原園地事業（平成三年七月環境庁告示第三十四号により公示）の変更

変更後の公園事業の名称及び種類

区域

桝水高原園地

鳥取県西伯郡伯耆町（桝水高原集団施設地区）

桝水原宿舎事業（平成三年七月環境庁告示第三十四号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　区域　鳥取県西伯郡伯耆町（桝水高原集団施設地区）
桝水高原宿舎
桝水原休憩所事業（平成三年七月環境庁告示第三十四号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　区域　鳥取県西伯郡伯耆町（桝水高原集団施設地区）
桝水高原休憩所
桝水原野営場事業（平成三年七月環境庁告示第三十四号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　区域　鳥取県西伯郡伯耆町（桝水高原集団施設地区）
桝水高原野営場
桝水原スキー場事業（昭和六十年九月環境庁告示第四十二号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　区域　鳥取県西伯郡伯耆町（桝水高原集団施設地区）
桝水高原スキー場
桝水原駐車場事業（平成三年七月環境庁告示第三十四号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　区域　鳥取県西伯郡伯耆町（桝水高原集団施設地区）
桝水高原駐車場
桝水原索道運送施設事業（平成五年七月環境庁告示第六十二号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　路線　起点―鳥取県西伯郡伯耆町（桝水高原集団施設地区）　終点―鳥取県西伯郡伯耆町（桝水高原集団施設地区）
桝水高原索道運送施設
桝水原給水施設事業（平成三年七月環境庁告示第三十四号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　区域　鳥取県西伯郡伯耆町（桝水高原集団施設地区）
桝水高原給水施設
桝水原御机線道路（車道）事業（昭和五十二年十二月環境庁告示第百八号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　路線　起点―鳥取県西伯郡伯耆町（桝水高原・車道合流点）　終点―鳥取県日野郡江府町（御机・国立公園境界）
桝水高原御机線道路（車道）
国賀浜イザナギ浜線道路（歩道）事業（昭和五十六年七月環境庁告示第六十六号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　路線　起点―島根県隠岐郡西ノ島町（国賀浜）　終点―島根県隠岐郡西ノ島町（船越・国立公園境界）
国賀浜船越線道路（歩道）

○東北地方整備局告示第八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十月二十八日

東北地方整備局長　西村　拓

一　施行者の名称　宮城県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十八年建設省告示第七百九十六号仙塩広域都市計画下水道事業仙塩流域下水道
三　事業施行期間　自昭和四十八年三月三十一日至令和十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○北海道開発局告示第八十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年十月二十八日

北海道開発局長　遠藤　達哉

その関係図面は、令和七年十月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百七十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
千歳市美笛国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署六〇七〇林班ち小班から同市美笛国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署六〇七〇林班ロ小班	前	七〇・〇七～九二・八八メートル
	後	七〇・〇七～一八六・六四　〇・〇七九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第八十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十八日

北海道開発局長　遠藤　達哉

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百九十一号	北海道川上郡標茶町字ウライヤ三五番から同町字塘路三番五地先まで	北海道開発局及び同局釧路開発建設部

供用開始の期日　令和七年十月二十八日

○北海道開発局告示第九十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十八日

北海道開発局長　遠藤　達哉

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百四十二号	北海道足寄郡陸別町字陸別原野分線五番三地内	北海道開発局及び同局帯広開発建設部

供用開始の期日　令和七年十月二十八日

国会事項

衆議院

衆議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

衆議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程は、十月二十四日次のとおり決定した。

衆議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

衆議院事務局事務分掌規程（昭和二十三年庁訓第六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第十九項中「東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員会」を「災害対策特別委員会」に改める。

附　則

この規程は、令和七年十月二十四日から施行する。

常任委員長補欠選任

十月二十四日議院において、次のとおり各常任委員長を補欠選任した。

内閣委員長　山下　貴司
外務委員長　國場幸之助
文部科学委員長　斎藤　洋明
厚生労働委員長　大串　正樹
農林水産委員長　藤井比早之
経済産業委員長　工藤　彰三
国土交通委員長　冨樫　博之

常任委員長辞任

十月二十四日議院において、次の各常任委員長の辞任を許可した。

内閣委員長　大岡　敏孝
厚生労働委員長　藤丸　敏

特別委員長互選

十月二十四日特別委員会において、委員長互選の結果、次のとおり当選した。

災害対策特別委員長　宮下　一郎
政治改革に関する特別委員長　伴野　豊
沖縄及び北方問題に関する特別委員長　柚木　道義
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長　小宮山泰子
消費者問題に関する特別委員長　三木　圭恵
東日本大震災復興及び原子力問題調査特別委員長　西銘恒三郎
地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長　丹羽　秀樹

質問書提出

十月二十四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

同性婚に関する違憲判決後の法務省の対応方針及び過去の民法違憲判決における検討・審議期間等に関する質問主意書（尾辻かな子提出）
ＳＯＲＡ２と著作権法第三十条の四に関する質問主意書（八幡愛提出）
ＡＩ導入による実質的生産性低下の懸念に関する質問主意書（八幡愛提出）
株式会社オルツへの政府支出に関する質問主意書（八幡愛提出）
風俗求人のアドトラックに対する適切な規制の在り方に関する質問主意書（八幡愛提出）
歴史認識に関する質問主意書（緒方林太郎提出）
連立政権に関する質問主意書（緒方林太郎提出）
憲法の幾つかの規定に関する質問主意書（緒方林太郎提出）

報告書受領

十月二十四日内閣から次の報告書を受領した。

国家行政組織法第二十五条第一項の規定に基づく令和七年八月一日から同年十月二十日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書
自殺対策基本法第十一条の規定に基づく「令和六年度我が国における自殺の概況及び自殺対策の実施状況」に関する報告

政府特別補佐人承認

十月二十四日額賀議長は、高市内閣総理大臣申出の次の者を、第二百十九回国会政府特別補佐人とすることを承認した。

人事院総裁　川本　裕子
内閣法制局長官　岩尾　信行
公正取引委員会委員長　茶谷　栄治
原子力規制委員会委員長　山中　伸介
公害等調整委員会委員長　永野　厚郎

辞令

（環境委員会専門員兼原子力問題調査特別調査室長）衆議院常任委員会専門員　野﨑　政栄
原子力問題調査特別調査室長兼務を免ずる
（環境調査室首席調査員兼原子力問題調査特別調査室首席調査員）衆議院調査局調査員　鈴木　努
原子力問題調査特別調査室首席調査員兼務を免ずる
（環境調査室首席調査員兼原子力問題調査特別調査室首席調査員）同　荒井コスモ
東日本大震災復興及び原子力問題調査特別調査室首席調査員兼務を命ずる
（第三特別調査室長）同　江成　友幸
東日本大震災復興及び原子力問題調査特別調査室長兼務を命ずる
（第三特別調査室首席調査員）同　小林　和彦
東日本大震災復興及び原子力問題調査特別調査室首席調査員兼務を命ずる
（第三特別調査室次席調査員）同　安堂　恭子
東日本大震災復興及び原子力問題調査特別調査室次席調査員兼務を命ずる（以上十月二十四日）

訂正

十月二十四日、刑事訴訟法の一部を改正する法律案（第二百十七回国会衆法第六一号）の提出者「平岡秀夫外十九名」を「平岡秀夫外十八名」に訂正する。

参議院

常任委員長当選

十月二十四日常任委員長の選挙において、次のとおり当選した。

議院運営委員長　青木　一彦

質問主意書提出

十月二十四日議員から次の質問主意書が提出された。

指定病院等における不在者投票等に関する質問主意書（伊藤孝恵提出）（第一八号）

政府特別補佐人承認

十月二十四日関口議長は、高市内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第二百十九回国会政府特別補佐人として承認した。

人事院総裁　川本　裕子
内閣法制局長官　岩尾　信行
公正取引委員会委員長　茶谷　栄治
原子力規制委員会委員長　山中　伸介
公害等調整委員会委員長　永野　厚郎

報告書受領

十月二十四日内閣から、国家行政組織法第二十五条第一項の規定に基づく令和七年八月一日から同年十月二十日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書を受領した。

また、同日内閣から、自殺対策基本法第十一条の規定に基づく「令和六年度我が国における自殺の概況及び自殺対策の実施状況」に関する報告を受領した。

内閣

人事異動

北海道開発局公示

判事兼簡易裁判所判事に任命する（十月二十一日）　西山　渉

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年十月二十八日　北海道開発局長　遠藤　達哉

その関係図面は、令和七年十月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百三十八号
(三) 占用を制限する区域　北海道宗谷郡猿払村浜鬼志別二一四番七地内から同村浜鬼志別二六番一まで
(四) 制限の対象とする占用物件　北海道宗谷郡猿払村浜鬼志別二三〇二番一までの区域内に新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
(五) 占用を制限する理由　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(六) 占用の制限の開始の期日　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(七) 図面縦覧場所　令和七年十月二十八日　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、カザフスタンの共和国記念日につき、十月二十四日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、オーストリアの国祭日につき、十月二十四日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

○閣議口頭了解（令和七年十月二十一日）（内閣官房）

復興大臣である牧野たかお（本名　牧野京夫）国務大臣の名前については、今後、政府代表等への任命行為及び許可等対外的な法律上の行為については牧野京夫名を使用し、それ以外は牧野たかお名を使用することとする。

国家公安委員会委員長であるあかま二郎（本名　赤間二郎）国務大臣の名前については、今後、政府代表等への任命行為及び許可等対外的な法律上の行為については赤間二郎名を使用し、それ以外はあかま二郎名を使用することとする。

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

北海道労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年北海道労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年10月28日

北海道労働局長　村松　達也

第４号中「１時間1,049円」を「１時間1,116円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月１日から効力を生ずる。

埼玉労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県非鉄金属製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年10月28日

埼玉労働局長　片淵　仁文

第４号中「１時間1,098円」を「１時間1,161円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月１日から効力を生ずる。

大阪労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府鉄鋼業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年10月28日

大阪労働局長　高橋　秀誠

第４号中「１時間1,120円」を「１時間1,185円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月１日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年10月28日

兵庫労働局長　金成　真一

第４号中「１時間1,126円」を「１時間1,188円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月１日から効力を生ずる。

公　　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人髙畠久尚の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年10月28日　　横浜地方法務局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の届出期間及び一般調査期間

書面による計算報告

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０５０号

東京都千代田区麹町３丁目３番地　ＫＤＸ麹町ビル４階
清算株式会社　株式会社零
代表清算人　池田佳菜子
1　決定年月日　令和７年10月９日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　本協定において、協定債権者とは、別紙のＮｏ．１からＮｏ．15記載の15社をいう。
2　本協定において、協定債権とは、協定債権者が清算株式会社に対して有する全ての債権（元金、利息、遅延損害金等を全て含む）をいう。
3　清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、各協定債権のうち元金に相当する額の1.524％の金員（小数点以下四捨五入。具体的な金額は別紙記載のとおり。）を弁済する。
4　協定債権者は、前項の金員の弁済を受けたときは、当該弁済金を各協定債権の元本に充当する。
5　協定債権者は、第３項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
6　清算株式会社は、税理士法人レクス会計事務所に対し、清算第１期の税務申告費用として金30万円（消費税別）を支払い、協定債権者はこれに同意する。
7　第３項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権のうち元本の残額に相当する額の割合に応じて弁済する。この場合において、協定債権者が第５項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度において効力を失うものとする。
（別紙省略）

以上
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０５２号

東京都港区六本木７丁目２番８号
清算株式会社　株式会社ダブル・ティー・エフ・シー
代表清算人　小松　哲郎
1　決定年月日　令和７年10月15日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１条（協定債権の確認）
協定債権者及び清算株式会社は、協定債権者の清算株式会社に対する協定債権の金額が別紙「協定債権者一覧表」における「協定債権元金残高」記載の通りであることを確認する。
第２条（共益費用の支払）
清算株式会社は、協定債権者の共同の利益のために要する共益費、租税その他国税徴収法の例により徴収することを得べき公租公課等の請求権及びこれに準ずるもの（以下「共益費等」という。）を、協定債権に優先して支払う。
第３条（協定債権者に対する弁済）
清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から共益費等を控除した残額を弁済する。
第４条（免除）
協定債権者は、前条による弁済を受けたときは、清算会社に対し、清算株式会社に対して有する協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
第５条（新たに財産が発見された場合の措置）
第３条の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、速やかにこれを換価し、換価代金から換価処分に要した費用及び共益費等を控除した残額を、協定債権額の割合に応じて按分して追加弁済を行う。この場合においては、協定債権者が第４条の規定により行った残債務の免除は新たにされた追加弁済の限度で遡って効力を失うものとする。
第６条（追加弁済の場所）
第５条に基づき協定債権に対する追加弁済を行う場合、清算株式会社清算人代理弁護士武井洋一の事務所（東京都中央区日本橋茅場町３丁目12番２号ＡＳＫビル６階・明哲綜合法律事務所）において行う。但し協定債権者がその費用を負担して自己名義の預金口座への振込を求めたときは、振込送金手続により追加弁済を実施する。
（別紙省略）

以上
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第５号

熊本市東区桜木４丁目16番29―２号202
清算株式会社　株式会社ＭＳＩ
代表清算人　宮﨑　浩二
1　決定年月日　令和７年10月６日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定債権の免除
協定債権（特別清算開始決定の前後を問わず、一切の利息・遅延損害金を含む。）については、本協定の認可決定確定日に、全額の免除を受ける。
2　新たな財産が発見された場合の取扱い
前記１記載の協定債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ、換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の元本債権額の割合に応じて弁済する。この場合、前記１に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。

以上
熊本地方裁判所民事第１部

監督命令

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

令和七年十月二十八日
群馬県吾妻郡草津町大字草津字白根四六四番地二七
（甲）草津高原リゾート開発株式会社
代表取締役　的場　健生
長野県大町市平二八八四番地二六
（乙）有限会社浅間温泉ホテルマネジメント
取締役　的場　健生
栃木県日光市中宮祠二四八二番一
（丙）株式会社楓雅
代表取締役　的場　健生
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉二一四八番地
（丁）株式会社ＨＲＫ
代表取締役　的場　健生
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉二一四八番地
（戊）バンフ・リゾート株式会社
代表取締役　的場　健生

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和七年十二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年八月三十一日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月五日
掲載頁　六十一頁（号外第二〇一号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月十九日
掲載頁　一五二頁（号外第二一一号）
令和七年十月二十八日
埼玉県さいたま市大宮区上小町五三五番地
（甲）サイカンシステム株式会社
代表取締役　和田　浩明
東京都足立区本木一丁目一三番七号
（乙）株式会社東冠
代表取締役　増渕　隆治

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁及び戊の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁及び戊は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十月二十八日
掲載頁　四頁
（乙）計算書類の公告義務はありません。
（丙）掲載紙　信濃毎日新聞
掲載の日付　令和七年十月十七日
掲載頁　二十七頁
（丁）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十月二十八日
掲載頁　四頁
（戊）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十月二十八日
掲載頁　四頁

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和六年十二月二十六日
掲載頁　四頁

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年五月二十九日
掲載頁　八十八頁（号外第一一八号）
令和七年十月二十八日
東京都港区赤坂一丁目八番一号
（甲）アクセンチュア株式会社
代表取締役　江川　昌史
京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町六二〇番地
（乙）株式会社ゆめみ
代表取締役　黒川順一郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://ys-golflab.com/
（乙）https://ys-golflab.com/
令和七年十月二十八日
東京都羽村市羽四一五〇番地
（甲）株式会社西多摩自動車学校
代表取締役　義山　光浩
東京都港区赤坂三―四―三
（乙）株式会社Dream Works
代表取締役　義山　光浩

合併公告

左記会社は合併して甲は乙並びに丙の権利義務全部を承継して存続し乙並びに丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://ys-golflab.com/
（乙）https://ys-golflab.com/
（丙）https://ys-golflab.com/

令和七年十月二十八日
東京都立川市柴崎町三―七―一七
（甲）株式会社Y's
代表取締役　義山　成浩
東京都港区赤坂三―四―三
（乙）株式会社KHY
代表取締役　義山　成浩
東京都港区赤坂三―四―三
（丙）株式会社Wenow
代表取締役　義山　成浩

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続して乙は解散することに致しました。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

また、甲は乙の全株式を保有していますので、この合併による新株式の発行および資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和七年十月二十八日
東京都新宿区西新宿一丁目二五番一号
（甲）株式会社ナック
代表取締役　吉村　寛
東京都町田市原町田二丁目八番一〇号
（乙）有限会社ダスキンヤマナカ
取締役　吉村　寛

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、各社の株主総会及び社員総会の承認決議は令和七年十一月十五日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.wsj.fusion-r.com
（乙）http://www.hps.fusion-r.com

令和七年十月二十八日
東京都港区芝五―二七―三―三F、MBC、B―九七
（甲）ウーマンサポートジャパン株式会社
代表取締役　難波百合子
東京都港区赤坂八丁目一二―二八ライオンズマンション乃木坂一〇六号
（乙）ホリプス株式会社
代表取締役　難波百合子
東京都千代田区平河町一丁目六番一五号USビル八F
（丙）リミットアップ合同会社
代表社員　難波百合子
東京都港区浜松町二丁目二番一五号浜松町ダイヤビル二F
（丁）アイアール・インターナショナル合同会社
代表社員　難波百合子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://fi-net.co.jp/
（乙）https://fi-net.co.jp/about/subsidiaries/
令和七年十月二十八日
山梨県南アルプス市有野三三四六番地
（甲）矢崎ネットワークシステムズ株式会社　代表取締役　磯部　公克
山梨県南アルプス市有野三三四六番地
（乙）ワイアイ・テック株式会社
代表取締役　磯部　公克

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

合併後、甲の商号は乙の商号である新光電気工業株式会社とする予定です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.ko-koku.jp
（乙）https://www.shinko.co.jp/ir/kk/

令和七年十月二十八日
長野県長野市小島田町八〇番地
（甲）ＪＩＣＣ―０４株式会社
代表取締役　板橋　理
長野県長野市小島田町八〇番地
（乙）新光電気工業株式会社
代表取締役　倉嶋　進

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）及び（乙）
掲載　官報
掲載の日付　令和七年十月二十日
掲載頁　六十七頁（号外第二三三号）
令和七年十月二十八日
愛知県犬山市大字羽黒字大見下一八番地
（甲）株式会社アニマルケアセンター
代表取締役　太田　丞慈
愛知県犬山市大字羽黒字大見下三一番地一
（乙）株式会社はなみずき
代表取締役　太田　丞慈

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月十日
掲載頁　二〇九頁（号外第八十一号）
令和七年十月二十八日
大阪市中央区南久宝寺町四丁目一番二号
（甲）株式会社Ｉ―ｎｅ
代表取締役　大西　洋平
大阪市中央区南久宝寺町四丁目一番二号
（乙）株式会社Ｅｎｄｅａｖｏｕｒ
代表取締役　伊藤　翔哉

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十月三日
掲載頁　一一一頁（号外第二二二号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月二十八日
岡山市北区今一丁目一番三二号
（甲）株式会社黒崎塗装店
代表取締役　黒崎　憲祐
岡山市南区福富東二丁目三番二七―二号
（乙）有限会社クロサキ
代表取締役　黒崎　政彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）
掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月十一日
掲載頁　六十頁（号外第八十二号）

令和七年十月二十八日
岡山県岡山市南区豊成二丁目七番一六号
（甲）株式会社両備システムズ
代表取締役　松田　敏之
大阪府大阪市淀川区宮原三丁目五番三六号
新大阪トラストタワー一五階
（乙）株式会社ドリームゲート
代表取締役　松田　敏之

合併公告

左記法人は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併については令和七年十月八日付で沖縄県の認可は得ております。

この合併に対し意義のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

令和七年十月二十八日
沖縄県沖縄市与儀三丁目九番一号
（甲）医療法人奨進会
理事長　比嘉　靖
沖縄県沖縄市仲宗根町一九番一号
（乙）医療法人かなの会
理事長　比嘉　靖
神奈川県横浜市戸塚区名瀬町二二二六番地一
（丙）医療法人社団徳明会
理事長　比嘉　靖

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の界鬼怒川及び界津軽の運営事業に関して有する権利義務を、丙の界箱根、界松本、界仙石原、界玉造、界伊東、界遠州及び界アンジンの運営事業に関して有する権利義務を、それぞれ承継し、乙及び丙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十月二十八日
掲載頁　四頁

（乙）掲載紙　信濃毎日新聞
掲載の日付　令和七年十月十七日
掲載頁　二十七頁

（丙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十月二十八日
掲載頁　四頁

令和七年十月二十八日
群馬県吾妻郡草津町大字草津字白根四六四番地二七
（甲）草津高原リゾート開発株式会社
代表取締役　的場　健生
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉二一四八番地
（乙）株式会社星野リゾート
代表取締役　十川　隆
沖縄県八重山郡竹富町字竹富一九五五番地
（丙）株式会社星野リゾート・マネジメント
代表取締役　的場　健生

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営むすべての事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十月二十一日
掲載頁　四頁

令和七年十月二十八日
埼玉県川越市大袋六五〇番地
埼玉県川越市大袋六五〇番地
（甲）株式会社マーケットテラス
代表取締役　萩原　康三
埼玉県川越市大袋六五〇番地
（乙）マーケットテラス株式会社
代表取締役　一川　立裕

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社未来へルスケア（乙、住所東京都港区赤坂六丁目一〇番六号ブランズ赤坂）の営む健康食品の企画・製造・販売事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十月二十二日
掲載頁　七十二頁（号外第二三五号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十月二十二日
掲載頁　七十頁（号外第二三五号）

令和七年十月二十八日
東京都渋谷区代々木一丁目三〇番三号
ピックルプラス株式会社
代表取締役　瀬賀　雅弥

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の分割契約書記載の権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月二十九日
掲載頁　二一八頁（号外第二一七号）

令和七年十月二十八日
山梨県甲府市太田町九番七号
（甲）株式会社NEXT Arc United
代表取締役　佐藤　公紀
山梨県甲府市太田町九番七号
株式会社エーティーエルシステムズ
代表取締役　佐藤　公紀

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）及び（乙）
掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月四日
掲載頁　五十三頁（号外第二〇〇号）

令和七年十月二十八日
岐阜県飛騨市神岡町船津二〇一七番地五
（甲）加藤興業株式会社
代表取締役　加藤　義光
名古屋市名東区香流一丁目一一三番地
（乙）株式会社ＫＤＪ
代表取締役　加藤　義光

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の豆菓子製造並びに販売・珍味類加工並びに販売事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十月十日
掲載頁　一二〇頁（号外第二二七号）

令和七年十月二十八日
三重県津市雲出長常町一一一八番地三
（甲）株式会社鈴木芳喜堂
代表取締役　鈴木　康義
三重県津市雲出長常町一一一九番地の一
（乙）株式会社鈴木芳喜堂
代表取締役　鈴木　康義

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社あき（住所群馬県高崎市八島町七〇番地五一）に対して当社の飲食事業、セブンイレブン（宇都宮石井東店・佐野本町店）賃貸事業及びケーズデンキ賃貸事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　千葉日報

掲載の日付　令和七年十月二十一日

掲載頁　十七頁

令和七年十月二十八日

群馬県高崎市八島町七〇番地五一

株式会社ダイアキ

代表取締役　秋山　正夫

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する合同会社Ｒｉｔａ（住所大阪市北区西天満二丁目七番二六号徳矢ビル一Ｆ）に対して当社のレストラン事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十八日

大阪市北区西天満二丁目七番二六号徳矢ビル一Ｆ

合同会社十皿

代表社員　眞野　淳

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社テナント札幌とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十八日

札幌市東区北四十五条東十五丁目三番一七号

合同会社ジュノープロパティ

代表社員　佐藤　紗苗

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十八日

埼玉県所沢市くすのき台一―一〇―七肥沼ビル三Ｆ

ＨＵＲＲＥ合同会社

代表社員　菅原　勝美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十八日

埼玉県朝霞市浜崎三丁目八番二九号

合同会社オフィス土居

代表社員　土居　正典

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十八日

東京都板橋区大山金井町五三番七号

合同会社ｌｕｘ　ｃｈｒｏｎｏｓ

代表社員　曽　俊儒

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十八日

神奈川県横浜市保土ケ谷区境木本町六七―二

合同会社Ｓｕｎｓｈｏｒｅ

代表社員　勝村　悠里

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ベルフラワーハウスとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十八日

静岡県富士市高嶺町四番一〇号

合同会社ベルフラワーハウス

代表社員　髙井　綾子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十八日

大阪府大阪市北区梅田一丁目二番二号大阪駅前第二ビル一二―一二

合同会社ＨＡＲＵ

代表社員　中西　陽斗

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十八日

福岡市中央区白金一丁目二一番一三号三階

合同会社ＯＡＫ　ＶＩＬＬＡ　１６ｔｈ

代表社員　樫村　尚明

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月三日であり、組織変更後の商号は株式会社ゼロイチＯＩＴＡとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十八日

大分県日田市大字日高九五番地三

合同会社ゼロイチＯＩＴＡ

代表社員　秋好　泰斗

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億三十万円減少し一億円とし、減少する資本金の額全額をその他資本剰余金とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、株主総会の決議は令和七年十一月二十八日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　茨城新聞

掲載の日付　令和七年六月二十三日

掲載頁　十九頁

令和七年十月二十八日

茨城県日立市久慈町一丁目三番一〇号

日立埠頭株式会社

代表取締役　家次　晃

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億五千八百五十一万九千七百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年十月二十八日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

株式会社Ｒｉｄｇｅ―ｉ

代表取締役　柳原　尚史

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五百万五百二十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://corp.ecrowd.co.jp/ir/

令和七年十月二十八日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号大手町ビルヂング四階　イークラウド株式会社

代表取締役　波多江直彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九十九万九千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.portalkey.co.jp/ir/

令和七年十月二十八日

東京都板橋区向原一丁目3―7リオリヴィエール205

株式会社ＰｏｒｔａｌＫｅｙ

代表取締役　倉田　大光

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十月二十八日

東京都港区北青山二丁目九番五号

株式会社ユニオンゲートグループ

代表取締役　中川　有司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億千九百万円減少し九百十五万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、株主総会の決議は、令和七年九月十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://emberpoint.com/company/kokoku/renosys/

令和七年十月二十八日

東京都千代田区有楽町一丁目七番一号

株式会社リノシス

代表取締役　五十嵐真人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月二十八日

福井県丹生郡越前町三崎二六号二〇番地

有限会社佐々木製材所

代表取締役　佐々木誠一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百三十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月二十八日

名古屋市緑区神沢三丁目一九一六番地の三

有限会社大雄調理士紹介所

代表取締役　﨑　正美

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.daiwajuko.co.jp/

令和七年十月二十八日

広島市安佐北区可部一丁目二一番二三号

大和重工株式会社

代表取締役社長　田中　宏典

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年七月一日を効力発生日とし、北海産業株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」という。）により資本準備金の額が増加しましたので、資本準備金の額について、本件株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://hsk-rental.co.jp

令和七年十月二十八日

北海道苫小牧市あけぼの町一丁目二番一三号

株式会社エイチ・エス・ケイ

代表取締役　伊藤　武史

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年九月二十五日を効力発生日とする中央コンクリート株式会社、シー・シー・ユー株式会社及びデュエル株式会社との株式交換により増加した資本準備金の額の増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十月二十八日

東京都江戸川区篠崎町七丁目一番一号

スリーライン株式会社

代表取締役　藪田　健介

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千五百万円、資本準備金の額を一億七千五百万円減少し、それぞれ五千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月十八日

掲載頁　二頁

令和七年十月二十八日

東京都千代田区神田須田町一丁目九番地

株式会社ファクトリージャパングループ

代表取締役　髙橋　健介

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千五百三万八千九百円減少し、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました（以下「本減資」といいます）。

また、当社は、本減資の効力発生を条件として、資本準備金の額を十億七百二十七万九百五十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://400f.jp/

令和七年十月二十八日

東京都中央区日本橋兜町九番一号

株式会社４００Ｆ

代表取締役　中村　仁

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千万円、資本準備金の額を九千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十八日

掲載頁　九十頁（号外第一六六号）

令和七年十月二十八日

東京都渋谷区渋谷二丁目一四番一〇号

株式会社ＪＯＢ　ＰＡＹ

代表取締役　村山　剛

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百八十七億七千三百五十一万五千七十八円、資本準備金の額を二百八十九億一千五百二十五万百十二円、利益準備金の額を二億五千六百八十五万千百三十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月十七日

掲載頁　七十二頁（号外第五十三号）

令和七年十月二十八日

鳥取県境港市渡町二九〇〇番地

山陰アシックス工業株式会社

代表取締役　黒川　勝則

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億円、資本準備金の額を二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月二十三日

掲載頁　二頁

令和七年十月二十八日

山口県下関市あるかぽーと四番一号

株式会社下関ホテルマネジメント

代表取締役　的場　健生

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十一月十二日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和七年十一月二十五日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年十月二十八日

大阪府豊中市庄内東町一丁目七番二三号

株式会社鯖や

四〇一号室

代表取締役　右田　孝宣

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月二十四日

掲載頁　四十七頁（号外第六十一号）

令和七年十月二十八日

京都市南区西九条院町二六番地

株式会社ニッセンホールディングス

代表取締役　羽渕　淳

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十億五千万円、資本準備金の額を十億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十一月十二日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和七年十一月二十五日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年十月二十八日

大阪府豊中市庄内東町一丁目七番三三号
四〇一号室　　株式会社ＳＡＢＡＲ
代表取締役　右田　孝宣

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月二十八日

千葉県八千代市八千代台南二丁目九番一号
株式会社共栄工業
代表取締役　谷田貝　彰

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月二十八日

東京都国立市西一丁目一番地の三〇
株式会社羽黒エンジニアリング
代表取締役　齋藤　實

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である松田章良が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和七年十月二十八日

オランダ王国アムステルダム一〇一九ＧＭ、ピート・ハインカーデ五五
東京都品川区東五反田三丁目五番一九号
Subway International B.V.
日本における代表者　松田　章良

第一種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、令和七年十一月二十八日をもって第一種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第一種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

令和七年十月二十八日

東京都千代田区大手町一丁目三番一号ＪＡビル
ＧＡＭ証券投資顧問株式会社
代表取締役社長　岩本　貴聖

持分の払戻し・資本金の額の減少公告

当社は、社員の退社に伴う持分の払戻しとして剰余金額を超える二百二十万円の払戻しを行うとともに、当該持分の払戻しを行うため、資本金の額を二百二十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十八日

大阪市阿倍野区天王寺町北二丁目八番四七―四二三号　　合同会社ｍｏｍｏｔａｎ
代表社員　酒井　陸翔

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十日
掲載頁　七十一頁（号外第一二七号）
令和七年十月二十八日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内
ジェイコアレジ４ホールディング特定目的会社　　取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十億三千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十月六日
掲載頁　六十頁（号外第二二三号）
令和七年十月二十八日
東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号
ジェイロジスティック特定目的会社
取締役　吉岡　淳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四億六千五十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年七月二日付官報の号外第一五一号一五〇頁に掲載されています。

令和七年十月二十八日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号
ＧＬＰ　Ｊａｐａｎ　ＤＨ４特定目的会社
取締役　名古路秀和

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九億二千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和六年十二月二十六日付官報の号外第三〇二号八十七頁に掲載されています。

令和七年十月二十八日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号
ＧＬＰ圏央境古河ロジスティック特定目的会社
取締役　北川　久芳

取消公告

令和七年十月二十日（号外第二三三号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみを取消します。

また乙は「株式会社アグリ　代表取締役　井島聖吾」で公告しましたが、正しくは「合同会社アグリ　代表社員　株式会社高岡ヤンマーホールディングス　職務執行者　井島　聖吾」となります。

令和七年十月二十八日

愛知県豊田市若林東町東山四〇番地八
（甲）株式会社高岡ヤンマーホールディングス　代表取締役　井島　聖吾
愛知県豊田市若林東町東山四〇番地八
（乙）合同会社アグリ
代表社員　株式会社高岡ヤンマーホールディングス
職務執行者　井島　聖吾

正誤

ページ	段	行	誤	正
八一			五番地	五番地、神奈川区127番地

令和七年八月二十八日掲載の横浜家庭裁判所に係る令和七年（家）第四〇五八六号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中
（原稿誤り）